

# 目的別インデックス

こんなとき	ひつよう てつづ 必要な手続き・しなければならないこと	とど でさき 届け出先など	ページ	
にほん せいのつ 日本での生活を はじ 始めるとき	じゅうきょち とどけで 居住地の届出	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	28	
	まいなんばーかーど または つうちかーど マイナンバーカードまたは通知カード		30	
	こくみんけんこうほけん 国民健康保険		10	
	こくみんねんきん 国民年金		63	
ひっこ 引越するとき	てんしゆつ てんにゆうとどけ てんきょとどけ 転出・転入届（*転居届） こくみんけんこうほけん 国民健康保険	す 住んでいた市区町村と新たな居住地の市区町村 （*転居届は同じ市区町村）	18	
しゅつこく 出国するとき	いちじしゅつこく 一時出国	さいにゆうこくきょか 再入国許可・みなし再入国許可制度	にゆうこくかんりきょく 入国管理局	31
	きこく 帰国	ぜいきん せいざん 税金の精算	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	18
		かいがいてんしゆつとどけ 海外転出届		
		こくみんけんこうほけん だったい 国民健康保険の脱退		
		こくみんねんきん だったい 国民年金の脱退		
	ざいりゅうかーど へんきやく 在留カードの返却	しゅつこくじ にゆうこくしんさかん へんきやく 出国時に入国審査官へ返却		
けっこん 結婚するとき	こんいんとどけ 婚姻届	きょじゅうち し く ちょうそん にほんじん ほんせきち し く ちょうそん 居住地の市区町村または日本人の本籍地の市区町村	33	
	ざいりゅうしかく へんこう 在留資格の変更	にゆうこくかんりきょく 入国管理局		
	ほんこく とどけで 本国への届出	じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館		
	ふうふ とともに外 夫婦ともに外 こくせき 国籍	ほんこく とどけで 本国への届出 ざいりゅうしかく へんこう 在留資格の変更		じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館 にゆうこくかんりきょく 入国管理局
りこん 離婚するとき ★	ふうふ のどちらか が日本人	りこんとどけ 離婚届	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	35
	ふうふ とともに外 夫婦ともに外 こくせき 国籍	ほんこく とどけで 本国への届出	じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館	
		—	じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館	
にんしん 妊娠したとき	ほ しけんこうてんちょう こうふ 母子健康手帳の交付	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	43	
こどもが 生まれたとき	しゅつせいとどけ 出生届	きょじゅうち し く ちょうそん 居住地の市区町村	44	
	ざいりゅうしかくしゅとく 在留資格取得	にゆうこくかんりきょく 入国管理局		
	ほんこく とどけで 本国への届出	じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館		
な 亡くなったとき ★	しぼうとどけ 死亡届	しぼうち とどけでにん きょじゅうち し く ちょうそん 死亡地または届出人の居住地の市区町村	37	
	ざいりゅうかーど へんきやく 在留カード返却	にゆうこくかんりきょく 入国管理局		
	ほんこく とどけで 本国への届出	じこく たいしかん りょうじかん 自国の大使館または領事館		
★ ちゅうちやうきざいりゅうしや はいぐらうしや かそくだいざい とくていかつどう は にほんじん はいぐらうしや およ えいじゅうしや はいぐらうしやと ざいりゅうしかく 中長期在留者のうち配偶者として「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格をも って在留する人が、配偶者と離婚又は死亡した場合は、14日以内に地方入国管理署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務 大臣に届ける。				